



# 長野県報

9月19日(火)  
平成29年  
(2017年)  
第2909号

## 目 次

### 告 示

国土調査法に基づく土地分類基本調査の実施（農地整備課） ..... 1

### 公 告

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課） ..... 1

土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課） ..... 2

平成28年度地方独立行政法人長野県立病院機構の財務諸表（健康福祉政策課） ..... 2

### 告 示

#### 長野県告示第443号

国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づく土地分類基本調査を次のとおり実施します。

平成29年9月19日

長野県知事 阿部 守一

1 土地調査として指定された年月日

平成29年9月4日

2 調査を実施する者の名称

長野県

3 調査地域

測量法（昭和24年法律第188号）第27条第2項の規定により、国土交通大臣の刊行した5万分の1地形図の次の図幅内の地域  
妻籠（長野県の区域に限る。）

4 調査期間

平成29年9月19日から平成30年3月31日まで

農地整備課

### 公 告

#### 公告

県営大平ため池地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求することができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成29年9月19日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営大平ため池地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年9月20日から10月18日まで

3 縦覧の場所

木曾郡木祖村役場

農地整備課